

令和2年(ワ)第2509号 著作物(メール)の権利侵害損害賠償事件

原告 株式会社ウルフアンドカンパニー
代表者代表取締役 大竹誠一

被告 天羽優子

反訴状訂正申立書

令和3年3月31日

さいたま地方裁判所第4民事部合議2係 御中

被告 天羽優子 印

頭書事件について、反訴状記載の

- 反訴請求の趣旨 1項の「令和2年9月22日」を、「令和2年9月23日」に、
- 反訴請求の趣旨 1項の「金印」を「金員」に、
- 反訴請求の原因 第1(反訴状2ページ3行目)「請求の現任」を「請求の原因」に、
- 反訴請求の原因 15項の「令和2年9月24日」を、「令和2年9月23日」に、

それぞれ訂正する。